

第2弾

経営改善などに繋がる取り組みに関する

補助金のご案内

実施例

経営改善計画遂行に向けた取り組み、商品の販売促進の取り組みなど

展示会出展、ブース造作費、新聞折込、チラシ作成、ホームページ作成、集客増加を目指す事務所等の修繕経費、備品等の購入経費

省エネルギー対策等のコストダウン対策に関する取り組み

作業効率を大幅に向上させる機器導入や省エネ効果のある機器等への更新等

項目		対象	補助率	補助上限	
要件	業務改善に繋がる工夫を凝らした事業など ※別途専門家派遣も可能 小規模企業20万円上限(補助率3分の2以内) 中小企業30万円上限(補助率3分の2以内)	中小企業等	小規模企業	3分の2以内	200,000円
			中小企業	2分の1以内	300,000円
			中小企業を構成員とする団体等	3分の2以内	200,000円
		商店街団体	3分の2以内	200,000円	

対象事業者

下記①～③すべてに該当する必要があります。

①木津川市内に事業所(団体)等を有する中小企業等及び商店街団体
詳細は中小企業庁のHPを参照ください。

(https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm)

※令和3年度中小企業知恵の経営ステップアップ事業を実施した企業は対象外

※令和3年度中小企業経営改善緊急支援事業(第1弾)を実施した企業は対象外

②日本国内の事業場で所属する労働者が100人以下であること

③京都府最低賃金の改訂(令和3年10月1日付)に伴い、事業場内最低賃金の引上げ実施済みもしくは補助対象事業取組期間内に更なる引上げを実施予定であり、引き上げた事業場内最低賃金と京都府最低賃金の差額が30円以内であること

※裏面にイメージ図あり

事業実施期間

交付決定日～令和4年1月14日(金)

要件

中小企業応援隊員(経営支援員)の支援を受けること等

募集期間

受付期間:令和3年11月16日(火)～令和3年11月30日(火)17時まで

審査会

申請いただいた後、審査会で採択の適否の判断をさせていただきます。
審査会は令和3年12月3日(金)の予定です。

その他

※補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎年会計年度終了後25日以内に、報告書を木津川市商工会に提出する必要があります。
※採択後、必要書類を期限内に提出いただけない場合は今後木津川市商工会の取り扱う補助金の審査について優先順位が下がる可能性があります。

※応募には経営支援員のコンサルティングが必要です。
まずは木津川市商工会経営支援員にご相談下さい。

問合せ先

本 所:0774-72-3801 加茂支所:0774-76-2970 山城支所:0774-86-3157

裏面あり

中小企業経営改善緊急支援補助金に関するQ&A

Q	A
1.京都府内に主たる事業所を有している中小企業等が、府外にある事業所に、業務改善につながるような設備を導入する場合、当該経費は補助対象経費となるか。	1.府外にある事業所への設備導入は、補助対象経費とならない。(たとえ府外の営業所が最低賃金を満たしていても対象にならない)
2.府外に本社があり、営業所が木津川市内にある場合対象になるのか。	2.本社がどこであれ京都府内の事業であれば対象となる。
3.従業員を新たに雇用し最低賃金の条件をクリアすれば対象となるのか。	3.新規雇用は対象外。あくまでも賃上げが対象となる。(令和3年9月30日までに雇用している事が必要)
4.インターネットで注文しカード決済した場合、実績報告時の資料は何が必要となるか。またポイントでの支払いは対象となるのか。	4.発注画面等を印刷したものが必要 ・カード支払明細の写し(該当部分以外は黒塗り対応可) ・納品された商品の写真等、年月日も含め発注した商品が届いて支払いを事業期間内にした事が分かる資料が必要。なお、ポイントでの支払いは値引きに該当するので対象外である。
5.パソコン、タブレット、スマートフォンは補助対象になるのか。	5.いずれも汎用性があり、補助目的以外にも使用できるため対象外。ただし、パソコン、タブレットについては、業務改善、売上向上などに繋がる取組など補助事業の趣旨に沿った取組に限定して使用し、かつ支援機関において、限定して使用することが確認できるものであれば可。
6.補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎年会計年度終了後25日以内に、報告書を提出する必要があるが、個人事業者は売上総利益、経常利益をどのように算定すればよいか。	6.確定申告書を用いる。 確定申告(青色)の所得税青色申告決算書では売上総利益は⑦、経常利益は④⑤、確定申告(白色)の収支内訳書では売上総利益は⑩、経常利益は⑳の数字を用いる。
7.応募に際し、経営支援員のコンサルティングを受ける必要があるとの事だが具体的にどのようにすればよいのか。	7.申請段階から経営支援員と連携する事が必要。 補助事業期間内に適宜、必要な支援を受け、要求があった際には、状況報告書にて進捗状況の報告を行う必要がある。

※イメージ図 「事業場内最低賃金と京都府最低賃金の差額が30円以内であること」について

